

(公開)

第 1 0 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 0 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和3年10月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、第10回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|--------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第6 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 農地法第5条第2項の許可後の事業計画変更について |
| 日程第8 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番 平井 博 2 番 長田 幸浩 3 番 佐藤 勲 4 番 長田 克美
5 番 大友 信由 6 番 渡邊 等 7 番 猪股 政一 8 番 郡山 正志
9 番 菅原 龍也 11 番 宮部 淳子 12 番 木皿 清 13 番 菅井 武雄
14 番 吉田 俊美

2、欠席委員

10 番 八卷 文彦

3、農地利用最適化推進委員

4、事務局職員

事務局長事務取扱 新妻 敏幸 主査 小林 真由
主事 佐々木 常行

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 ただいまから、第10回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、4番長田克美委員、7番猪股政一委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
- 議 長 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 新妻事務局長事務取扱 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
(「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 新妻事務局長事務取扱 議案書の2頁、3項をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、5件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域内の農地を転用するもので、整理番号1、2及び4については、一般個人住宅建築のため、整理番号3については、住宅敷地の駐車場を整備するため、整理番号5については、グループホーム建設を行うための所有権移転でございます。なお、この届出については、委員

議 長 会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
 平 井 委 員 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご
 意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
 平 井 委 員 整理番号5番についてお尋ねします。グループホームとなっております
 が、購入した方は、不動産業とのことですが、その事業者でグループホー
 ムをするのか、第三者がするのかその事業について分かれば教えて頂きた
 いと思います。
 議 長 事務局、説明をお願いいたします。
 佐 々 木 主 事 第三者がグループホームをやることになると思います。建築するのはこ
 の事業者が行い、別の第三者に引き渡して運営するようになるかと思いま
 す。
 平 井 委 員 長 はい、ありがとうございます。
 議 長 よろしいですか。他にございますか。
 議 長 (「なし」の声)
 議 長 ないようですので、報告第2号を終了いたします。
 議 長 日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知に
 ついて、を議題といたします。事務局から報告願います。
 新妻事務局長事務取扱 議案書の4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定
 による解約通知について、3件受理いたしております。内容につきましては
 は、いずれも合意解約でございまして、整理番号1については、所有権移
 転を行うための合意解約、整理番号2と3については関連するもので、工
 事作業用地の転用を行うための合意解約でございます。なお、この解約通
 知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となってお
 ります。以上でございます。
 議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご
 意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
 議 長 (「なし」の声)
 議 長 ないようですので、報告第2号を終了いたします。
 議 長 日程第6、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対
 する意見について、を議題といたします。それでは、整理番号1について、
 担当委員から説明願います。
 猪 股 委 員 議案書は5頁、位置図は1頁と2頁をご覧ください。担任委員会現地調
 査では、10月22日に現地調査しております。調査委員は、第4班のメ
 ンバーでございます。貸付人は●●●●●さん、借受人は造園業を営んで

いる●●●さんです。転用目的は、露天資材置場ということで、造園業ですから、聞き取りによると砂利、植木等の置き場所にするそうです。●●●から右折して集会所の前を通り、愛島台まで繋がる名取市との境に申請地があります。申請地の状況としては、作物は植えておらず、管理休耕となっておりました。道路も畑も勾配になっておりますから、草刈をして土を均し、土地に沿って流れている川には深さと幅があるため護岸ブロックが積んであって、川沿いに単管パイプを打ってコンパネを組み立て、川に土砂が流出しないようにするという事です。そして、道路が狭いため、路肩に砂利を敷いて運搬材料を運ぶ駐車場にするということです。隣接している農地もなく、民家が2、3件あるだけで、なんら影響はないと思います。ご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議 長

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

平 井 委 員

反対ではないのですが、生活道路として使っているという話をされました。現状、植木屋さんが、砂利とか砂を置くとお話があったように、そのように使用した後、最後には樹木の切ったものをそこに置くことが多くある。さらに市外の人が岩沼に来て使用するというのは理解しがたい案件であり、他所の市町村に来たら基本を示すような中身にして頂きたいと思えます。そして現状についてお話がありましたが、草だけなのか、地元の委員さんにお聞きします。

菅井職務代理者

この件については、事前に私も相談を受けておまして、当初は軽い気持ちで進めていたようですが、委員会を通して正式に手続きするようアドバイスをしました。ここは若干の傾斜地になっておまして、その分については土砂の流出も防ぐということです。両者は昔の仕事仲間ということもあって、周知の間柄の中での話し合いということでした。この地は、境界争い等、いろいろな事情があって耕作できなかった。そういった事情から休耕していたので、何か変な物を置いたということではないです。

平 井 委 員

それであれば、植木の切断したものを置く場合、あまり目立たないよう、放火等に気を付けるため、ロープを張るといった対策を講じるよう指導してほしいと思えます。

猪 股 委 員

そういうものは一切置かず、今説明したように、砂利と植木を植えるので、木の根っこだったり、重機も置かないということです。

議 長

他にございませんか。

(「なし」の声)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1について、

- を予定していたところを駐車場として整備するという変更内容でございます。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑、ご質問をいただきます。ご意見のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第2項の許可後の事業計画変更について、は申請のとおり、県に進達することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第5条第2項の許可後の事業計画変更について、は申請のとおり、許可相当として県に進達することに決しました。
- 議 長 日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 新妻事務局長事務取扱 議案書の7頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。今回は、利用権設定に係るものが1件、筆数6筆、合計面積9,033.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。続いて所有権移転に係るものは3件、筆数3筆、合計面積は2,274.00㎡でございます。所有権移転を受ける方についても、同法第18条第3項の要件を満たしております。農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、10月29日を予定しております。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることになりました。
- 議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、第10回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 4番 _____

委員 7番 _____